

群馬県H I V感染者等透析医療連携事業実施要領

1 目的

県内におけるH I V感染者・エイズ患者（以下「H I V感染者等」という。）が身近な地域で安心して透析医療を受けられるよう、各地域でH I V感染者等の透析医療を行う医療機関（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に規定する医療機関又は診療所をいう。以下「協力透析医療機関」という。）を確保し、「エイズ治療の拠点病院の整備について」（平成 5 年 7 月 28 日健医発第 825 号厚生省保健医療局長通知）に規定するエイズ診療拠点病院（以下「拠点病院」という。）等と協力透析医療機関との間の円滑な患者紹介システムを構築することにより、H I V感染者等の透析医療体制の整備を図ることを目的とする。

2 事業内容

(1) 協力透析医療機関の登録等

① 登録

知事は、H I V協力透析医療機関登録同意書（様式第 1 号）により、H I V感染者等の受入れについて協力を申し出た透析医療機関を協力透析医療機関として登録し、当該施設の管理者に対し、H I V協力透析医療機関登録通知書（様式第 2 号）により、その旨を通知するとともに、「協力透析医療機関リスト」（以下「リスト」という。）を作成し、拠点病院に提供する。

② 登録の削除

知事は、協力透析医療機関がその役割を果たすことができないと認めるとき、又は協力透析医療機関の管理者から、H I V協力透析医療機関登録辞退届（様式第 3 号）により辞退の申し出があったときは、協力透析医療機関の登録を取り消すことができる。協力透析医療機関の取消しを行った際は、当該医療機関の管理者に対し、H I V協力透析医療機関登録削除通知書（様式第 4 号）により、その旨を通知するとともに、リストを修正し、拠点病院に提供する。

(2) 協力透析医療機関の紹介等

【エイズ診療拠点病院の場合】（別紙 1 参考）

① 拠点病院の医師は、透析医療の必要なH I V感染者等（以下「H I V透析患者」という。）から身近な透析医療機関での診療の希望があった場合又は必要と判断した場合に、リストに登録された協力透析医療機関へ診療を依頼する。

② 拠点病院の医師は、協力透析医療機関に対して患者情報の提供や受診日の調整を行うとともに、H I V透析患者へ診療情報提供書（様式第 5 号）又は同等内容の診療情報提供書を発行する。

③ 協力透析医療機関の医師は、H I V透析患者が受診した後、受診報告書により、受診状況を拠点病院の医師（第 6 号－ 1）及び知事（第 6 号－ 2）に報告する。

【その他医療機関の場合】（別紙2参考）

- ① その他医療機関の医師は、H I V透析患者から身近な透析医療機関での診療の希望があった場合又は必要と判断した場合に、知事へ協力透析医療機関紹介依頼書（様式第7号-1）を提出し、H I V透析患者の紹介について依頼する。
- ② 知事は、リストに登録された協力透析医療機関へH I V透析患者の受入について依頼し、その他医療機関の医師へ協力透析医療機関紹介回答書（様式第7号-2）により、受入を行う協力透析医療機関について通知する。
- ③ その他医療機関の医師は、協力透析医療機関へ患者情報の提供や受診日の調整を行うとともに、H I V透析患者へ診療情報提供書（様式第5号）又は同等内容の診療情報提供書を発行する。
- ④ 協力透析医療機関の医師は、H I V透析患者が受診した後、受診報告書により、受診状況をその他医療機関の医師（第6号-1）及び知事（第6号-2）に報告する。

3 個人情報等の管理

本事業の実施にあたり、全ての関係者は個人情報及びプライバシーと人権の保護に十分配慮するとともに、個人情報等が漏洩しないよう適切に管理しなければならない。

4 協力透析医療機関での院内感染対策

協力透析医療機関においては、「透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン（四訂版）」、「HIV 感染患者透析医療ガイドライン」等を参考として、院内感染の予防に努めなければならない。

5 その他

この要領に定めのない事項については、知事と関係機関が協議し、別に定める。

附則

この要領は、令和元年9月2日から施行する。